

内航運送、一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除く）に供した軽油及び重油、第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用に供した軽油並びに国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乘せされる石油石炭税の還付のための用途証明の取扱いについて

令和 5 年 10 月 23 日  
国土交通省 鉄道局  
国土交通省 海事局  
国土交通省 航空局

租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 48 条の 7 第 1 項柱書きに規定する国土交通大臣の証明書（以下「用途証明書」という。）については、下記により取り扱うこととする。

## 記

### 1. 内航運送、一般旅客定期航路事業（遊覧の用を除く）者の申請に係る用途証明

#### (1) 用途証明の申請書の受付

用途証明の申請書の受付期間は、内航運送、一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除く）に供した軽油及び重油（以下単に「軽油及び重油」という。）については、以下のとおりとする。

ただし、特別な理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

○ 4 月 1 日から 6 月末日までの間に消費した軽油及び重油

当該年度の 8 月 1 日から 10 月末日まで

○ 7 月 1 日から 9 月末日までの間に消費した軽油及び重油

当該年度の 11 月 1 日から 1 月末日まで

○ 10 月 1 日から 12 月末日までの間に消費した軽油及び重油

当該年度の 2 月 1 日から翌年度の 4 月末日まで

○ 1 月 1 日から 3 月末日までの間に消費した軽油及び重油

翌年度の 5 月 1 日から 7 月末日まで

（注）申請書その他必要な提出書類の欠落及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求めることがあることに留意する。

#### (2) 用途証明の申請者

申請者は、全国石油業共済協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会、日本内航海運組合総連合会、一般社団法人日本長距離フェリー協会又は一般社団法人日本旅客船協会とする。

### (3) 提出書類

申請者が用途証明を申請する場合には、次の書類を提出すること。ただし、(1)ただし書の場合に申請を行うときは、次の書類に加え、(1)の受付期間外に申請を行う理由書を提出すること。(様式自由)

#### イ 用途証明申請書(別記様式第1-1号による)

元売業者(製造者又は承認輸入者(特定石油販売業者(石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第2条第7項に規定する特定石油販売業者をいう。)から販売されている場合には特定石油販売業者を含む))ごとに申請書を作成し、申請数量は、(1)に定める四半期ごとにおいて、その地球温暖化対策税の還付に係る用に供した軽油及び重油の数量とすること。なお、用途証明申請書には、代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載すること。

#### ロ その他審査に必要な書類

### (4) 用途証明の申請書の提出先

提出先は、国土交通省海事局内航課とする。

### (5) 用途証明の申請方法

(3)に示す書類を作成の上、(4)の提出先に持参又は書面若しくは電磁的記録を送付すること。持参により申請する場合にあっては、受付時間は平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までとする。

### (6) 用途証明書の交付等

イ 用途証明の申請数量が、軽油及び重油の移入及び消費等の実績等に勘案して適切と認められたときは、申請者に用途証明書を交付する。

ロ 用途証明書の交付は、手渡し又は郵送により行う。

## 2. 鉄道事業者の申請に係る用途証明

### (1) 用途証明の申請書の受付

用途証明の申請書の受付期間は、第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用(鉄道用車両の動力源の用に限る。)に供した軽油(以下単に「軽油」という。)については、以下のとおりとする。

ただし、特別な理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

○4月1日から9月末日までの間に消費した軽油

当該年度の10月1日から11月末日まで

○10月1日から3月末日までの間に消費した軽油

翌年度の4月1日から5月末日まで

(注) 申請書その他必要な提出書類の欠落及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求めることがあることに留意する。

(2) 用途証明の申請者

申請者は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の規定による許可を受けた者とする。

(3) 提出書類

申請者が用途証明を申請する場合には、次の書類を提出すること。ただし、(1)ただし書の場合に申請を行うときは、次の書類に加え、(1)の受付期間外に申請を行う理由書を提出すること。（様式自由）

イ 用途証明申請書（別記様式第1－2号による）

購入元事業者ごと（購入元事業者が販売業者の場合は、さらに、元売業者ごと）に申請書を作成し、申請数量は、(1)に定める半期ごとにおいて、その地球温暖化対策税の還付に係る用に供した軽油の数量とすること。なお、用途証明申請書には、代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載すること。

ロ 元売業者の特定に必要な書類

ハ その他審査に必要な書類

(4) 用途証明の申請書の提出先

提出先は、国土交通省鉄道局総務課企画室とする。

(5) 用途証明の申請方法

(3)に示す書類を作成の上、(4)の提出先に持参又は書面若しくは電磁的記録を送付すること。持参により申請する場合にあっては、受付時間は平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までとする。

(6) 用途証明書の交付等

イ 用途証明の申請数量が、軽油の移入及び消費等の実績等に勘案して適切と認められたときは、申請者に用途証明書を交付する。

ロ 用途証明書の交付は、手渡し又は郵送により行う。

3. 国内定期航空運送事業者の申請に係る用途証明

(1) 用途証明の申請書の受付

用途証明の申請書の受付期間は、国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料（以下単に「航空機燃料」という。）については、以下のとおりとする。

ただし、特別な理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

○4月1日から9月末日までの間に消費した航空機燃料

当該年度の10月1日から11月末日まで

○10月1日から3月末日までの間に消費した航空機燃料

翌年度の4月1日から5月末日まで

（注）申請書その他必要な提出書類の欠落及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求めることがあることに留意する。

(2) 用途証明の申請者

申請者は、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第20項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第100条第1項に規定による許可を受けた者とする。

(3) 提出書類

申請者が用途証明を申請する場合には、次の書類を提出すること。ただし、(1)ただし書の場合に申請を行うときは、次の書類に加え、(1)の受付期間外に申請を行う理由書を提出すること。（様式自由）

イ 用途証明申請書（別記様式第1－3号による）

購入元事業者ごと（購入元事業者が販売業者の場合は、さらに、元売業者ごと）に申請書を作成し、申請数量は、(1)に定める半期ごとにおいて、その地球温暖化対策税の還付に係る用に供した航空機燃料の数量とすること。なお、用途証明申請書には、代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載すること。

ロ 特定用途石油製品燃料管理台帳（別記様式第2号による）

ハ 元売業者の特定に必要な書類

ニ その他審査に必要な書類

(4) 用途証明の申請書の提出先

提出先は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課とする。

(5) 用途証明の申請方法

(3)に示す書類を作成の上、(4)の提出先に持参又は書面若しくは電磁的記録を送付すること。持参により申請する場合には、受付時間は平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までとする。

(6) 用途証明書の交付等

イ 用途証明の申請数量が、航空機燃料の移入及び消費等の実績等に勘案して適切と認められたときは、申請者に用途証明書を交付する。

ロ 用途証明書の交付は、手渡し又は郵送により行う。

4. 共通事項

(1) 標準処理期間

国土交通大臣は、用途証明申請書が受付先に到達してから概ね1ヶ月以内に（1. (1)、2. (1)及び3. (1)ただし書の場合に申請があったときは2週間以内に）、当該申請に対する処理をするよう努めるものとする。

ただし、標準処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

イ 申請を補正するために要する期間

ロ 申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

ハ 申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

(2) 用途証明の審査等

イ 国土交通大臣は、用途証明の申請の審査に当たり必要がある場合は、申請者に対し、ヒアリング、実地調査及び1.(3)、2.(3)及び3.(3)に規定する書類のほか必要な書類の提出等を求めることができるものとする。なお、必要に応じ、経済産業省等の協力を得て行うことができるものとする。

ロ 国土交通大臣は、用途証明の申請の審査に当たり必要がある場合は、申請者以外の当該申請に係る者に対し、ヒアリング、実地調査及び関係資料の提出依頼等を行うことができるものとし、当該者はこれに協力するものとする。なお、必要に応じ、経済産業省等の協力を得て行うことができるものとする。

(3) 用途証明書の返納及び無効

イ 用途証明書の交付後に、以下に掲げる事項が確認された場合は、国土交通大臣は申請者に対して、当該申請に係る用途証明書を無効とし、その返納を求めることができるものとする。

i) 用途証明申請書等の提出又はヒアリング等において、申請者が重要な事実を告げなかったこと又は虚偽の事実を告げたことが確認されたとき。

ii) 申請数量（根拠書類に記載された数量等を含む。）に誤りがある等記載の不備が確認されたとき。

iii) 当該用途証明書を必要としなくなったことが確認されたとき。

ロ イ又は(4)に相当するときは、申請者は、用途証明申請を行った提出先である1.(4)、2.(4)又は3.(4)に用途証明書を返納するものとする。

(4) 用途証明書の補正及び再交付等

イ 用途証明書の交付後に、その記載内容に補正が必要となった等の理由により用途証明書の再交付の必要が生じた場合は、申請者は、国土交通省に対して用途証明書を返納した上で、1.(3)、2.(3)又は3.(3)に規定する書類に補正が必要となった理由等を添え、改めて交付申請を行うものとする。

ロ 申請者は、製造者又は承認輸入者による還付請求後、過大請求等の問題を知り得た場合は、遅滞なく国土交通省に連絡を行うものとする。これを受けて、国土交通大臣は、必要に応じ、経済産業省等の協力を得て、申請者及び当該事案の関係者に対し必要なヒアリング、実地調査及び関係資料の提出依頼等を行うものとし、申請者等はこれに協力するものとする。また、国土交通省は、国税庁に対して事実関係等を報告するものとする。なお、これに伴い用途証明書の再交付が必要となる場合は、イに準ずることとする。

(5) その他

申請者は、交付申請を行った日の属する年度の翌年度から7年間、提出書類を保存するものとする。